

2011年10月1日

パブリックコメントへの回答

医学物理士認定機構

当機構の放射線治療分野の医学物理教育カリキュラムガイドライン（案）等を5月初めに公開してコメントを求めたところ、いくつか詳細なコメントをいただきました。コメントを反映して、認定基準（案）やガイドライン（案）を改訂しました。この改訂版をもって、当機構の認定基準とガイドラインとさせていただきます。以下、コメントに対する当機構の考えを述べます。（コメントに対して必ずしも1：1に対応していないことをご容赦ください。）

1. 修士課程における臨床研修の必修化について：修士課程においても臨床研修を必修化して、短期間の臨床研修を行ってはどうかとのコメントがありましたが、修士課程では2年間という短い期間に多くの科目を履修する必要があり、そのコース設計が困難であるため、ガイドラインにおいて必修と定めるのは困難と判断しました。しかし、臨床研修は医学物理士の教育において必須でありますので、修士課程においても「可能な範囲で」導入的な臨床研修を実施していただきたく、その重要性を示すために「大学院修士課程では、カリキュラム設定上可能な範囲で臨床研修の一部を取り入れることは教育効果を高め、推奨される。」(P4)と記述しております。
2. 基礎教育科目のうち基礎物理学および物理数学のレベルについて：基礎物理学および物理数学のレベルを「物理系の学部教育科目相当以上であることがのぞましい。」から一歩進めて「物理系の学部教育科目相当以上である。」としてはどうかというコメントがありました。また、物理系という書き方では工学部の物理系学科が含まれないのではないかというコメントもありました。上記を勘案して「別紙1：講義カリキュラムガイドラインの表1注6を「物理系（応用物理系含む）の学部教育科目相当以上であることがのぞましい。」(P13)と改訂するとともに科目の概説にも同様に表現を付記しました(P13)。これは、基礎物理学と物理数学を「物理系（応用物理系含む）の学部教育科目相当以上である。」とすることは時期尚早との判断によるものです。しかしながら、表2-1および表2-2に記載されている基礎物理学および物理数学の内容は、まさに物理系（応用物理系含む）の学部教育で講義されるものです。今後、認定基準を段階的に厳格化する

ことにより必然的に「物理系（応用物理系含む）の学部教育科目相当以上となる。」と考えています。（下線部：追加部分）

3. 基礎教育科目の教育体制について：基礎教育科目については、他学部（例えば基礎物理学については理学部）の単位を認めて欲しいとのコメントがありました。これについてはガイドラインでは特に記載してありません。教育コースをどのように設計するかは、大学院の自主性に任されており、他学部の単位を大学院の単位として認定するかどうかは、大学院の裁量に任されています。
4. 診療放射線技師教育カリキュラムとの相違について：専門科目の科目名を見る限りでは、診療放射線技師教育との相違が分かりにくいとのコメントがありました。もともと、診療放射線技師の大学学部教育（保健学科）を創設する際、米国の医学物理士の試験科目を参考とした経緯があり、両者の違いは分かりにくくなっています。しかしながら、診療放射線技師教育では「・・・技術学」、「・・・機器工学」などが講義されるのに対して、医学物理士には「・・・物理学」が要求されます。専門科目の内容はすべてこの観点から選択されたものをご理解ください。特に医学物理士としての業務に直結する放射線診断物理学、核医学物理学、放射線治療物理学、保健物理学/放射線防護学については、学部での履修内容によらず、大学院において履修が必要と当機構は考えています。
5. 放射線取扱主任者合格者に対する履修科目免除について：第一種放射線取扱主任者試験合格者については、「保健物理学/放射線防護学、放射線生物学、放射線関連法規および勧告/医療倫理」の履修免除を検討して欲しいとのコメントがありました。試験範囲と当機構の要求する内容は重なっておりますが、同一ではありません。（例えば主任者試験では医療倫理は含まない）。しかし、教育コースをどのように設計するかは、大学院の自主性に任されており、第一種放射線取扱主任者試験合格者について、「保健物理学/放射線防護学、放射線生物学、放射線関連法規および勧告/医療倫理」の履修を免除するかどうかは、大学院の裁量に任されています。したがって、これについてはガイドラインでは特に記載してありません。
6. 臨床研修を連携する施設について：臨床研修を連携する施設を明示してほしいとのコメントがありました。当機構としては JASTRO 認定施設（112 施設）が条件を満たす施設と考えるので、その中から連携施設を選択し連携を図っていただきたいと考えています。

ただし、本機構とは別に、JASTRO 側の判断により同学会の認定施設基準などが変更になることも想定されますので、医学物理士教育コースの施設基準およびその申請書類（様式7）をご参考にさせていただくことが重要です。

7. プログラム運営委員会について (P10) : 当機構としては、特に構成等を規定することはいたしませんので、「プログラムを運営する委員会」と記載を変更しました。

8. 科目の内容の見直し : コメントにしたがい各科目の内容を見直しました。この際、基礎教育科目の範囲は学部教育相当とし、それを越えるが履修が必要な内容については専門科目に追加しました（例えばモンテカルロ法関連など）。

9. 医学物理士養成に関する国の支援について (平成 24 年度以降) : がんプロ終了後の医学物理士養成に関するご質問がありましたが、機構を構成する日本医学物理学会においては、「がんプロにより医学物理士の養成が整備されつつあるが、まだその基盤は脆弱であり、これを確実なものとするためには、がんプロの終了する平成 24 年度以降も国の継続的な支援が必要である。」ことを文部科学省に陳情しています。

コメントを受けた改訂により認定基準やカリキュラムガイドラインがより良いものとなったと確信しております。詳細なコメントをお寄せいただき深く感謝いたします。